

基本計画部会ワーキンググループの運営について（案）

- 1 基本計画案に係る専門的検討のため、基本計画部会の下にワーキンググループ（以下「WG」という。）を置く。
- 2 WGは、基本計画案に係る諮問に対する答申の提出までの間、開催するものとする。
- 3 WGに属すべき委員は部会長が指名する。
- 4 WGに座長を置き、当該WGに属する委員のうちから部会長が指名する。
- 5 WGには、所属委員のほか、学識経験者及び各府省・都道府県の関係者等の参加を求めることができる。
- 6 WGは、適宜、その検討状況を基本計画部会に報告するとともに、平成20年の夏を目途に議論の取りまとめを行うものとする。
- 7 WGでの配布資料はWG終了後ホームページ上で公表するとともに、議事概要を事務局で取りまとめ、速やかにホームページ上で公表する。
- 8 その他WGの運営に関し必要な事項は、座長が定める。